

浮体式洋上風力発電の海上施工等に関する官民フォーラム規約 (案)

(名称)

第1条 本フォーラムは、「浮体式洋上風力発電の海上施工等に関する官民フォーラム」(以下「フォーラム」という。)と称する。

(目的)

第2条 本フォーラムは、浮体式洋上風力発電の大量導入に向けた海上施工や関連船舶に関する諸課題について、官民が連携し、横断的な議論を促進することを目的とする。

(取組)

第3条 本フォーラムは、次の各号に掲げる事項を検討する。

- 一 浮体の製造～設置、メンテナンスと基地港湾を含めた海上施工全体の最適化の方法
- 二 オフショアにおける設備稼働率の向上による導入コストの低減方法
- 三 運搬、施工、メンテナンス等に必要な船舶の需要
- 四 その他浮体式洋上風力発電の海上施工等に関する必要な事項

(議事の公開)

第4条 本フォーラムは原則公開とする。また、議事概要を作成し、資料とともに公表する。ただし、事務局が特に必要と認めるときは、議事を非公開とすることができる。また、議事概要及び資料の全部又は一部を公表しないものとすることができる。

(会員)

第5条 本フォーラムの目的及び取組に賛同する企業、団体、有識者、地方公共団体等を会員とする。

2 会員の種別は、次のとおりとする。

- 一 法人会員 フォーラムの目的に賛同する企業又は団体
- 二 個人会員 フォーラムの目的に賛同する大学・研究機関等に属する有識者等
- 三 行政会員 フォーラムの目的に賛同する行政団体

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、その旨を事務局に連絡し、その承認を得て会員になることができる。

(退会)

第7条 会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、事務局に届け出なければならない。

(オブザーバー)

第8条 本フォーラムにオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、関係府省庁等の政府機関等とし、その参加が本フォーラムの活動に有意義であると事務局が認めた者とする。
- 3 オブザーバーは、本フォーラムの活動に必要な応じて参加し、助言及び支援を行うことができるものとする。

(組織)

第9条 本フォーラムは、参加者をもって構成し、必要な応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

- 2 本フォーラムは、必要な応じ、会員以外の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。
- 3 本フォーラムは、必要な応じ、ワーキンググループを設置できる。

(事務局)

第10条 本フォーラムの事務局は以下の組織に置く。

- 一 国土交通省 総合政策局 技術政策課
 - 二 国土交通省 海事局 海洋・環境政策課
 - 三 国土交通省 港湾局 海洋・環境課
- 2 事務局は、会員及び会員の連絡担当者の個人情報、個人情報の保護に関する法律並びにこれに関連する法令及びガイドラインに則って管理する。